

生協組合員だけが加入できる死亡保障

# 東北電力企業グループ保険 ライフ

〈年金払特約付こども特約付団体定期保険〉

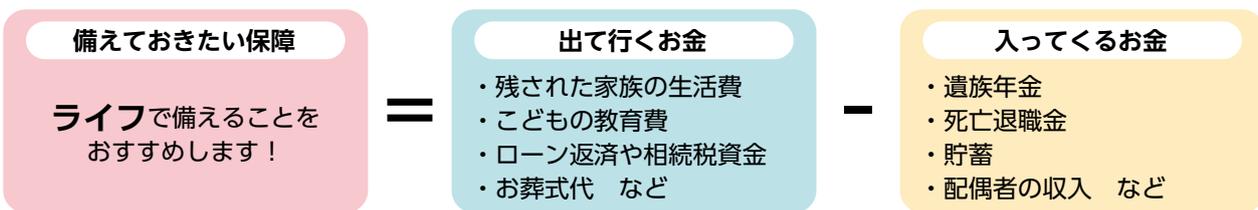
保険期間 2026年1月1日～12月31日 (1年更新)

※【契約概要】【注意喚起情報】はP109、110に記載しています。ご加入前に必ずご確認ください。お申込みください。

意向確認【ご加入前のご確認】 ライフは以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認ください。

## 保障内容 病気や災害・事故等による死亡または高度障害

ライフは、いつ起きるかわからない「まさか」へ備える保険です。  
 私が死んだら、家族の生活や教育費はどうなるのかな？不安には、お金の心配が付きもの。  
 ライフは、そんなお金の心配をしないですむよう、あらかじめ備えることができます。



ライフは1年更新  
(1/1～12/31)

申込書提出締切日(10/10)までに申込書をご提出ください。  
 秋の一斉募集期間中のみ新規加入・変更等が可能な商品です。

## 制度の特長

**ポイント 1 死亡・高度障害の保障を80歳まで継続可能** 入院や手術等の保障はございません。

〈ご加入いただける方〉



- 死亡または所定の高度障害の場合に、死亡・高度障害保険金をお支払いします。
- ライフステージに合わせて1年ごとに保障の見直しができるので、ムダがなく安心です。
- 新規加入または増額の際は告知の確認が必要です。(同額継続または減額の際は告知確認不要)
- 保険金の受取方法は、保険金を受け取る方がご請求の際に以下の3パターンから選べます。

- |         |            |              |
|---------|------------|--------------|
| ① 全額一時金 | ② 全額年金(分割) | ③ 一時金+年金(分割) |
|---------|------------|--------------|

**ポイント 2 団体保険だから保険料が割安**

- ライフは加入規模が大きく、お手頃な保険料で大きな保障をご準備いただけます。
- 加入する方が増えれば増えるほどスケールメリットが働き、保険料が割安となるしくみです。

**ポイント 3 配当金還付で保険料の実質的な負担が軽減**

過去3年平均配当率  
(2022年度～2024年度)  
**約44.6%**

- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金として還付します。
- 1年ごとに配当金が戻ってくるお楽しみも！

# 制度のしくみ

## 組合員同士でお互いを支え合う助け合いの制度



※1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合配当金としてお返しするしくみです。  
 ※配当率は、今後変動することがありますので記載の配当金額は将来のお支払いを約束するものではありません。  
 ※配当率は、お支払い時期の前年度決算により決定しますので将来お支払いする配当金額は現時点では決定していません。

## 組合員の皆さまにご留意いただきたいこと

### 1. 期間途中の新規加入、中途脱退、コース変更はできません

- 原則、保険期間中の脱退はできませんが、こどもの独立や離婚等の場合には脱退を受付けます。退職時は退職日の前後1カ月間のみ脱退を受付けます。なお、中途脱退の場合、配当金はありません。※ただし、保険金受取人の変更は保険期間の途中でも可能です。

### 2. 新規加入、保険金額の増額ができるのは保険年齢60歳以下の現職組合員のみです

- 組合員本人（以下、本人）が、OB組合員および61歳以上の方は、本人およびご家族の新規加入や保険金額の増額ができませんので、現職の早いうちに必要保障額にご加入ください。

### 3. 年齢によって加入できる保険金額に制限があります

- 該当する保険年齢になった際は、申込書で保険金額を上限以下にお手続きください。

		2026年1月1日時点の保険年齢	保険金額上限
本人	・	61～70歳(満60歳6ヵ月～満70歳6ヵ月)	1,000万円
		71～75歳(満70歳6ヵ月～満75歳6ヵ月)	500万円
		76～80歳(満75歳6ヵ月～満80歳6ヵ月)	300万円
配偶者		81歳(満80歳6ヵ月以上)	保障終了(脱退)
子ども		23歳(満22歳6ヵ月以上)	保障終了(脱退)

### 4. ご家族で加入の際はご注意ください

- 本人について定められた死亡・高度障害保険金支払われた場合、または本人が脱退した場合は配偶者・こどもの加入資格もなくなるため同時に脱退となります。
- 配偶者・子どもだけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。
- 配偶者・こどもの保険金額は、本人と同額以下となりますのでご注意ください。
- 子どもを加入させるときは、加入資格のある子ども全員(最大5名)が同額で一律加入する必要があります。
- 配偶者は「戸籍上の配偶者」であり、内縁の妻等は配偶者に含まれません。

### 5. 告知に関するご照会は以下の窓口へご連絡ください

明治安田生命保険相互会社 団体保険ご照会窓口 0120-661-320

受付時間 平日9:00～17:00 (土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く)

# 基本コース〈保障内容と月額保険料(概算)〉

**配偶者は保険金額 2,000万円 まで加入できるようになりました。**

(※61歳～70歳は上限1,000万円、71歳～75歳は上限500万円、76歳～80歳は上限300万円です。)

## 区分① 15歳～60歳 (保険金額上限 本人6,000万円、配偶者2,000万円)

(単位：円)

申込コース (本人)	保険金額 (年金原資) [死亡・高度障害保険金]	15～35歳 (H2.7.2～H23.7.1)		36～40歳 (S60.7.2～H2.7.1)		41～45歳 (S55.7.2～S60.7.1)		46～50歳 (S50.7.2～S55.7.1)		51～55歳 (S45.7.2～S50.7.1)		56～60歳 (S40.7.2～S45.7.1)	
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
1	200万円	512	482	536	518	574	540	638	586	734	642	872	700
2	300万円	768	723	804	777	861	810	957	879	1,101	963	1,308	1,050
3	400万円	1,024	964	1,072	1,036	1,148	1,080	1,276	1,172	1,468	1,284	1,744	1,400
4	500万円	1,280	1,205	1,340	1,295	1,435	1,350	1,595	1,465	1,835	1,605	2,180	1,750
5	700万円	1,792	1,687	1,876	1,813	2,009	1,890	2,233	2,051	2,569	2,247	3,052	2,450
6	1,000万円	2,560	2,410	2,680	2,590	2,870	2,700	3,190	2,930	3,670	3,210	4,360	3,500
7	1,500万円	3,840	3,615	4,020	3,885	4,305	4,050	4,785	4,395	5,505	4,815	6,540	5,250
8	2,000万円	5,120	4,820	5,360	5,180	5,740	5,400	6,380	5,860	7,340	6,420	8,720	7,000
9	2,500万円	6,400	6,025	6,700	6,475	7,175	6,750	7,975	7,325	9,175	8,025	10,900	8,750
10	3,000万円	7,680	7,230	8,040	7,770	8,610	8,100	9,570	8,790	11,010	9,630	13,080	10,500
11	3,500万円	8,960	8,435	9,380	9,065	10,045	9,450	11,165	10,255	12,845	11,235	15,260	12,250
12	4,000万円	10,240	9,640	10,720	10,360	11,480	10,800	12,760	11,720	14,680	12,840	17,440	14,000
13	4,500万円	11,520	10,845	12,060	11,655	12,915	12,150	14,355	13,185	16,515	14,445	19,620	15,750
14	5,000万円	12,800	12,050	13,400	12,950	14,350	13,500	15,950	14,650	18,350	16,050	21,800	17,500
15	5,500万円	14,080	13,255	14,740	14,245	15,785	14,850	17,545	16,115	20,185	17,655	23,980	19,250
16	6,000万円	15,360	14,460	16,080	15,540	17,220	16,200	19,140	17,580	22,020	19,260	26,160	21,000

## 区分② 61歳～70歳 (保険金額上限1,000万円) (単位：円)

申込コース (本人)	保険金額 (年金原資) [死亡・高度障害保険金]	61～65歳 (S35.7.2～S40.7.1)		66～70歳 (S30.7.2～S35.7.1)	
		男性	女性	男性	女性
1	200万円	1,108	788	1,436	914
2	300万円	1,662	1,182	2,154	1,371
3	400万円	2,216	1,576	2,872	1,828
4	500万円	2,770	1,970	3,590	2,285
5	700万円	3,878	2,758	5,026	3,199
6	1,000万円	5,540	3,940	7,180	4,570

### 保険年齢の考え方

ライフの年齢は保険年齢方式です。  
 保険年齢は令和8年1月1日現在の満年齢を基に  
 1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、  
 6ヵ月超は切り上げた年齢を言います。

【例】昭和60年11月1日生まれ(満40歳)＝保険年齢：40歳  
 【例】昭和61年4月1日生まれ(満39歳)＝保険年齢：40歳



令和8年1月1日時点で保険年齢40歳は  
 昭和60年7月2日～昭和61年7月1日生まれの方です。

## 区分③ 71歳～75歳 (保険金額上限500万円)

(単位：円)

申込コース (本人)	保険金額 (年金原資) [死亡・高度障害保険金]	71歳 (S29.7.2～S30.7.1)		72歳 (S28.7.2～S29.7.1)		73歳 (S27.7.2～S28.7.1)		74歳 (S26.7.2～S27.7.1)		75歳 (S25.7.2～S26.7.1)	
		男性	女性								
1	200万円	1,748	1,074	1,888	1,148	2,050	1,234	2,240	1,330	2,462	1,434
2	300万円	2,622	1,611	2,832	1,722	3,075	1,851	3,360	1,995	3,693	2,151
3	400万円	3,496	2,148	3,776	2,296	4,100	2,468	4,480	2,660	4,924	2,868
4	500万円	4,370	2,685	4,720	2,870	5,125	3,085	5,600	3,325	6,155	3,585

## 区分④ 76歳～80歳 (保険金額上限300万円)

(単位：円)

申込コース (本人)	保険金額 (年金原資) [死亡・高度障害保険金]	76歳 (S24.7.2～S25.7.1)		77歳 (S23.7.2～S24.7.1)		78歳 (S22.7.2～S23.7.1)		79歳 (S21.7.2～S22.7.1)		80歳 (S20.7.2～S21.7.1)	
		男性	女性								
1	200万円	2,726	1,550	3,036	1,688	3,402	1,852	3,826	2,052	4,304	2,292
2	300万円	4,089	2,325	4,554	2,532	5,103	2,778	5,739	3,078	6,456	3,438

## ●こども(3歳～22歳) (保険金額上限400万円)

年齢	保険金額 [死亡・高度障害保険金]	月額保険料
3～22歳 (H15.7.2～R5.7.1)	200万円	一律140円
	300万円	一律210円
	400万円	一律280円

- ・本人は1～16コースより1つ、配偶者は200万円～2,000万円より1つを選択してください。
- ・更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
- ・記載の保険料は概算であって正規保険料は申込締切後3ヵ月以内に算出し概算保険料と異なった場合には初回に遡って精算いたします。正規保険料が確定次第、東北電力生協ホームページに掲載いたしますのでご確認ください。
- ・こどもを加入させるときは、加入資格のあるこども全員(最大5名)の加入が必要です。なお、保険金額は一律同額での加入となります。
- ・こどもの保険金の受取方法は一時金のみです。こどもの死亡保険金受取人は保険料負担者です。

## ⚠️ 特別コース(既加入者専用) ※新規加入はできません。

健康状態に問題がない方は、「基本コース」へ変更をお願いします。

- 今後、特別コースは順次廃止を予定しています。
- 特別コースは、2022年の制度統合時に「病気等で告知内容に該当しなかった方専用」のコースです。
- 病気等で告知内容に該当しない方については、引き続き同じコースで継続が可能です。

※加入者がいないコース及び加入者がいない年齢区分・性別は表示しておりません。

### ●本人コース 月額保険料(概算)

(単位:円)

申込 コース	保険金額 (万円)	15~35歳 (H2.7.2~H23.7.1)		36~40歳 (S60.7.2~H2.7.1)		41~45歳 (S55.7.2~S60.7.1)		46~50歳 (S50.7.2~S55.7.1)		51~55歳 (S45.7.2~S50.7.1)		56~60歳 (S40.7.2~S45.7.1)		61~65歳 (S35.7.2~S40.7.1)	
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
本 人	17	355	909				1,019		1,132		1,303	1,140	1,548	1,243	1,967
	18	555	1,421	1,338	1,487				1,770				2,420		3,075
	19	595													3,296
	20	650							2,074						
	21	655	1,677	1,579	1,755				2,089						3,629
	23	795	2,035		2,131										
	24	850	2,176												4,709
	25	855									2,745	3,728			4,737
	26	895	2,291												
	31	1,095			2,935				3,493		4,019		4,774		
	33	1,150							3,669		4,221		5,014		
	37	1,355	3,469						4,322		4,973		5,908		
	38	1,415			3,792				4,514		5,193				
	40	1,540							4,913						
	41	1,560									5,725				
	43	1,595							5,088		5,854				
	44	1,650									6,056		7,194		
	48	1,800							5,742						
	50	1,900									6,973				
	51	1,915							6,109						
	54	2,080								6,094			9,069		
	55	2,095									7,689				
	56	2,100							6,699						
	60	2,280			6,110								9,941		
	62	2,350					6,745		7,497						
	63	2,355							7,512		8,643				
	64	2,400											10,464		
	68	2,580									9,469				
	73	2,780											12,121		
	74	2,850									10,460		12,426		
75	2,900							9,251							
76	2,915									10,698					
78	3,080											13,429			
79	3,100	7,936						9,889				13,516			
80	3,240									11,891					
81	3,280											14,301			
82	3,350							10,687				14,606			
86	3,600							11,484				15,696			
87	3,740											16,306			
88	3,780											16,481			
89	3,850							12,282		14,130		16,786			
90	3,900											17,004			
93	4,350							13,877		15,965		18,966			
95	4,850											21,146			

### ●配偶者コース 月額保険料(概算)

(単位:円)

申込コース 保険金額(万円)	36~40歳 (S60.7.2~H2.7.1)		41~45歳 (S55.7.2~S60.7.1)		46~50歳 (S50.7.2~S55.7.1)		51~55歳 (S45.7.2~S50.7.1)		56~60歳 (S40.7.2~S45.7.1)		61~65歳 (S35.7.2~S40.7.1)	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
配偶者	800	2,072		2,160		2,344		2,568		2,800		3,152
	1,300			3,510		3,809		4,173		4,550		5,122

# ライフの保険金請求にあたって

## 請求時の連絡先

●東北電力生協または担当窓口：東日本興業(株)電力生協事務所 ☎022-716-7107までご連絡ください。

## 保険金の受取方法

●保険金の受取人が、ご請求の際に、以下の3パターンから選べます。ただし、こどもの保険金の受取方法は一時金のみとなります。



### <受取例> 10コース：保険金額3,000万円の場合

#### ①全額一時金



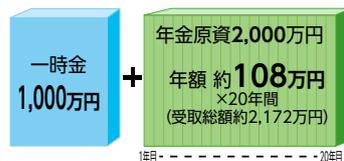
まとまった費用をご準備いただけます。

#### ②全額年金(分割)



請求の際に受取年数を設定！  
受取総額が多くなります。

#### ③一時金+年金(分割)



一部を一時金、残りを年金(分割)で受取る方法です。

## 保険金を年金(分割)で受取る場合

### <年金受取方法について>

死亡保険金はご遺族へ  
高度障害保険金は被保険者本人へ  
保険金をお支払いします。

- 年金の種類と型 ●年金支払期間は、支払請求時に2年以上30年以内で選択いただけます。定額型または2%の単利逓増型のいずれかを選択いただけます。
- 配 当 金 ●年金支払開始後の配当金は、増加年金の買増に充当します。
- 年 金 受 取 人 ●保険金等の受取人です。なお、年金支払開始後は年金受取人の変更はできません。  
●支払期間中に年金受取人が死亡したときは、残存支払期間の未払年金現価をその相続人に一括してお支払いします。
- 年金のお支払い ●年金受取人へのお支払いは、毎年1回、2回、4回受取りのいずれかです。  
●年金のお支払日は、年金支払月の応当日(15日)です。  
●年金支払開始後、年金受取人から残存支払期間分の一括払の申し出があった場合は、未払年金現価をお支払いします。
- 年金払の対象 ●団体定期保険の主契約保険金の全部または一部。ただし、年金年額が、年1回払いのとき12万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取り扱いできません。

### 参考

<年金受取額試算表(概算)> ※下記は受取方法の一例です。保険金ご請求の際、受取人に設定いただけます。

(単位：約 万円)

年金原資	受取期間	定額型	
		総受取金額	年間受取金額
6,000万円	30年	6,840	228
	25年	6,675	267
	20年	6,516	325
	15年	6,363	424
	10年	6,210	621
5,500万円	30年	6,270	209
	25年	6,118	244
	20年	5,973	298
	15年	5,832	388
	10年	5,692	569
5,000万円	30年	5,700	190
	25年	5,562	222
	20年	5,430	271
	15年	5,302	353
	10年	5,175	517
4,500万円	30年	5,130	171
	25年	5,006	200
	20年	4,887	244
	15年	4,772	318
	10年	4,657	465
4,000万円	30年	4,560	152
	25年	4,450	178
	20年	4,344	217
	15年	4,242	282
	10年	4,140	414

年金原資	受取期間	定額型	
		総受取金額	年間受取金額
3,500万円	30年	3,990	133
	25年	3,893	155
	20年	3,801	190
	15年	3,711	247
	10年	3,622	362
3,000万円	30年	3,420	114
	25年	3,337	133
	20年	3,258	162
	15年	3,181	212
	10年	3,105	310
2,500万円	25年	2,781	111
	20年	2,715	135
	15年	2,651	176
	10年	2,587	258
	5年	2,525	505
2,000万円	25年	2,225	89
	20年	2,172	108
	15年	2,121	141
	10年	2,070	207
	5年	2,020	404
1,500万円	25年	1,668	66
	20年	1,629	81
	15年	1,590	106
	10年	1,552	155
	5年	1,515	303

年金原資	受取期間	定額型	
		総受取金額	年間受取金額
1,000万円	10年	1,035	103
	7年	1,019	145
	5年	1,010	202
	3年	1,000	333
700万円	7年	713	101
	5年	707	141
	3年	700	233
500万円	7年	509	72
	5年	505	101
	3年	500	166
400万円	7年	407	58
	5年	404	80
	3年	400	133
300万円	5年	303	60
	3年	300	100
200万円	5年	202	40
	3年	200	66

※記載の年金額は、試算日時時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

# 各種サービスについて

## 遺族ガイダンス

- ご加入者が亡くなられた場合、ご請求手続きの際にご希望により引受保険会社の専門スタッフによる「遺族ガイダンス」を受けることができます。

### <ガイダンスの内容>

- 請求手続きのご説明とサポート
- 年金受取額の試算等
- 「家計収支推移表」による今後30年間の収入と支出の分析、収支状況に対するアドバイス
- 「ライフガイド」による公的給付案内、税金等のご説明

※本サービスは資料作成時点のものを記載しており、本サービスの諸条件・運用規則や内容等は今後変更される可能性があります。



## ご遺族の声 (実際に保険金を受け取ったご家族からのメッセージ)

長い年月を共に過ごした。最期の日は早かった。もう少し夫の暮らしをもう少しサポートしてあげたい。急病で亡くなったので、お葬式も何もかも、お金の面でサポートしてほしい。お金の面でサポートしてほしい。お金の面でサポートしてほしい。

お金の面でサポートしてほしい。お金の面でサポートしてほしい。お金の面でサポートしてほしい。

一括でなく年金方式で受け取ることで、生活がやりやすくなった。お金の面でサポートしてほしい。お金の面でサポートしてほしい。お金の面でサポートしてほしい。

お金の面でサポートしてほしい。お金の面でサポートしてほしい。お金の面でサポートしてほしい。

※お客さまからいただいたアンケートの中から当社で抽出して掲載しています。

## インターネットサービス

# 「みんなのMYポータル」

- 「みんなのMYポータル」とはスマートフォンやPC等で各種サービスがご利用いただける便利なサイトです！

### ご加入者さま専用サービス

- WEB上で各種内容が確認できます
  - ・現在のご加入内容、配当金還付額
- WEBでのお手続き (改姓、受取人変更)

### その他各種サービス

- パンフレット、チラシ等の閲覧
- ライフプランシミュレーション
- 健康関連情報の提供

<トップ画面イメージ>



はがきシーラーは2025年2月に配布済みの加入者証の封筒に同封されています。

「みんなのMYポータル」のご利用には「新規登録」が必要です

事前にご準備ください

※(はがきシーラー) (表面) (裏面) (スマートフォン・タブレット or PC)



生体認証機能搭載！  
スムーズにログイン



新規登録・操作方法でお困りの方は

〈みんなのMYポータルサポートセンター〉

**0120-565-609**

平日9:00~18:00

(土曜・日曜・祝日・年末年始は除く)

※音声ガイダンスで案内される番号は「02」を選択してください

※アプリ機能のお問い合わせは、団体窓口またはアプリ内の利用ガイド内「お問い合わせ」に記載の「照会窓口」に連絡してください

# ご加入に際して

## ●加入資格

- 本人……東北電力生協の組合員で申込書記載の告知内容に該当し、令和8年1月1日現在満14歳6か月を超え、満60歳6か月まで(昭和40年7月2日～平成23年7月1日生)の方。(継続の場合は満80歳6か月までの方。)
- 配偶者……組合員本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、令和8年1月1日現在満18歳以上、満60歳6か月まで(昭和40年7月2日～平成20年1月1日生)の方(配偶者だけの加入はできません)。(継続の場合は満80歳6か月までの方。)
- 子ども……本人が扶養する子(健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち、子に関する規定を準用します)で申込書記載の告知内容に該当し、令和8年1月1日現在満2歳6か月を超え、満22歳6か月まで(平成15年7月2日～令和5年7月1日生)の方。
- ※東北電力生協の組合員およびその配偶者・子ども以外の方はご加入いただけませんのでご注意ください。

## ●告知内容

### 〈本人〉

**【現在の就業状態】** 申込日(告知日)現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。

(注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。

### 〈配偶者・子ども〉

**【現在の健康状態】** 申込日(告知日)現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。

(注)①「治療」には、指示・指導を含みます。②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。

### 〈本人・配偶者・子ども共通〉

**【過去12ヵ月以内の健康状態】** 申込日(告知日)より起算して過去12ヵ月以内に、別表記載の病気により連続して14日以上入院をしたことはありません。

別表	がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病
----	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金をお支払いできない場合があります。

## ●制度の取扱いについて

### 〈受取人について〉

死亡保険金の受取人は、被保険者が本人および配偶者の場合は被保険者が指定した方、子どもの場合は保険料負担者(本人)です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。

### 〈保険金のお支払い〉

死亡保険金は保険期間中に死亡した場合に、高度障害保険金は加入日(※)以後に(業務上業務外を問わず)発生した傷害または疾病によって、保険期間中に、所定の高度障害状態になった場合にお支払いします。

◎高度障害状態とは身体障害の程度が加入日(※)以後の傷害または疾病によりつぎの1項目に該当する場合をいいます。

(※)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

高度障害状態と障害は	1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの	5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
	2. 言語またはしゃくの機能を全く永久に失ったもの	6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
	3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの	7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
	4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの	

※「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分でできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

### 〈お支払いできない場合について(解除・免責等)〉

◎次のような場合には、保険金のお支払いはできません。(すでにお払込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき
- 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき
- 契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき(告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。また、1年経過後にも取消しとなります。)
- 契約者もしくは被保険者に保険金の不法取得目的があつて、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき
- 契約者、被保険者または受取人が保険金を詐取る目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合

#### 1 死亡保険金について

- ①被保険者が加入日(※)から1年以内に自殺したとき(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときなどは、死亡保険金をお支払いする場合があります。)
  - ②契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき
  - ③戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)
- (※)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

#### 2 高度障害保険金について

- ①被保険者の故意によるとき
- ②契約者または高度障害保険金受取人の故意によるとき
- ③戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)

引受会社の職員または引受会社で委託した確認担当者が、保険金・給付金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>)をご覧ください。なお、記載のホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性がります。

## ●保険期間

1年間(2026年1月1日～12月31日)で以後毎年更新いたします。

※保険期間中に脱退等で被保険者としての資格を失った場合には、喪失した月の月末までの保障となります。ただし、保険料の払込みが条件となりますので、保険料払込最終月の月末までの保障となります。

## ●保険料

- 東北電力従業員の方…毎月の給与から控除します。(月払い・初回は2026年1月)
- 東北電力従業員以外の方…毎月東北電力生協登録口座から振替します。(月払い・初回は2026年1月)

## ●配当金

1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金としてお返しする仕組みになっています。

## ●申込方法

所定の申込書に必要事項を記入、押印のうえ、ご提出ください。申込書の提出がない場合自動継続となります。

※ただし、保険料は毎年の更新の都度算出されますので変更される場合があります。

## ●継続加入の取扱い

- 一旦健康時に加入すれば以後の更新時に健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも前年度と同じ保険金額以内で継続できます。更新の際に、申込書の提出がない場合、脱退のお申し出がない場合は自動継続となります。なお、保険料は毎年の加入状況・年齢により算出し変更します。
- 2026年1月1日時点で満60歳6ヵ月を超え、満70歳6ヵ月までの方は保険金額1,000万円が上限となります。
- 2026年1月1日時点で満70歳6ヵ月を超え、満75歳6ヵ月までの方は保険金額500万円が上限となります。
- 2026年1月1日時点で満75歳6ヵ月を超え、満80歳6ヵ月までの方は保険金額300万円が上限となります。

## ●保険会社からのお願い・ご注意

### 〈保険金のご請求について〉

- 保険金の支払事由が生じたときは、すみやかに東北電力生協または担当窓口(東日本興業(株)電力生協事務所までご連絡のうえ、保険契約者を經由して引受会社にご請求ください。
- 保険金を請求する権利は、お支払事由が発生してから3年間ご請求が無いと、消滅しますのでご注意ください。
- ご請求があった場合で、引受会社が必要と認めるときには医療機関等へ事実の確認に伺う場合があります。

### 〈改姓、ご家族の異動、受取人の変更等について〉

- ご加入の本人・配偶者・子どもに被保険者としての資格がなくなった場合にはすみやかに保険契約者を經由して引受会社にご通知ください。
- 被保険者の改姓や、死亡保険金受取人の変更等の場合には、すみやかに保険契約者を經由して引受会社にご通知ください。
- 被保険者の遺言により死亡保険金受取人を変更することはできません。
- 死亡保険金受取人の変更は、保険契約者を經由して引受会社へご通知ください(変更内容はその通知が引受会社に到達したとき、保険契約者が通知を発信した日に遡って効力を生じます)。ただし、その通知が引受会社に到達する前に変更前の受取人に保険金をお支払いした場合には、お支払後に変更後の受取人からご請求をうけても保険金をお支払いいたしません。

### 個人情報に関する取扱いについて(契約者と生命保険会社からのお知らせ)

当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者(被保険者)の個人情報(氏名、性別、生年月日、健康状態等)(以下、「個人情報」といいます。)を取り扱い、契約者が保険契約を締結する生命保険会社(共同取扱会社を含みます。以下同じ。)へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。生命保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務のため使用(注)し、また、必要に応じて、契約者、他の生命保険会社および再保険会社に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き契約者および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報取り扱いわれます。

記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。

(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

なお、事務幹事会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/>)をご参照ください。

一死亡保険金受取人の指定に際しご留意ください

指定された死亡保険金受取人の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、死亡保険金受取人にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

### 「生命保険契約者保護機構」について

引受保険会社は、生命保険契約者保護機構(以下、「保護機構」といいます。)に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問い合わせください。詳しくは、ホームページアドレス「<https://www.seihohogo.jp/>」をご覧ください。

相互会社においては、ご契約者が「社員」(構成員)として会社の運営に参加する仕組みとなっていますが、この契約におけるご契約者は団体であり、ご加入者は被保険者であるため、社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

〈ライフ〉この制度は生命保険会社と締結した年金払特約付子ども特約付団体定期保険に基づき運営します。

引受会社 明治安田生命保険相互会社(事務幹事)・日本生命保険相互会社・第一生命保険株式会社・住友生命保険相互会社

この保険契約は共同取扱契約であり、明治安田生命保険相互会社は他の各引受保険会社の委任を受けて事務を行います。引受保険会社は、それぞれの引受金額により保険契約上の責任を負います。なお、引受保険会社等は変更されることがあります。

### 【加入手続き等に関するお問い合わせ先】

東日本興業 電力生協事務所 TEL022-716-7107

明治安田生命保険相互会社 北海道・東北公法人部法人営業部 TEL022-261-4270(受付時間9:00～17:00 除土日・祝日)